

姫路市

DV（配偶者等からの暴力）
対策基本計画
（第2期）

平成29年（2017年）3月

姫路市



女性に対する暴力根絶の
ためのシンボルマーク

はじめに

配偶者等からの暴力(DV)は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、決して許されない行為です。

誰もが安心して暮らせ、男女が対等に社会参加や参画をし、ともに役割や責任を分かち合える男女共同参画社会を実現するためには、あらゆる暴力を防止し、暴力のない社会を築いていく必要があります。

姫路市では、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(DV防止法)」に基づき、平成24年3月に「姫路市DV(配偶者等からの暴力)対策基本計画」を策定し、同年7月には「姫路市配偶者暴力相談支援センター」を設置し、DV被害者に対する相談や自立支援等に取り組んでまいりました。

この度策定しました「姫路市DV(配偶者等からの暴力)対策基本計画(第2期)」では、DV被害者への相談体制を充実させ、被害者の保護や自立支援に一層取り組むとともに、DVの予防や啓発をさらに推進していくために、さまざまな施策を掲げております。

今後はこの計画に基づき、関係機関等との連携をより一層強化し、DVを容認しない、安全に安心して暮らすことができるまちづくりに向けて取り組んでまいります。

最後に、この計画の策定にあたりまして、策定会議委員の皆さまと、パブリック・コメント手続を通して貴重なご意見をお寄せいただきました市民の皆さまに心から感謝を申し上げます。

平成29年(2017年)3月

姫路市長

石見利勝

【目次】

I	計画策定の趣旨	1
II	計画の位置づけ	1
III	計画の期間	1
IV	計画の策定経過	2
V	計画の進行管理	2
VI	DVに関する現状	3
VII	第1期計画での主な取組み内容と検討課題等	4
VIII	計画の体系	7
IX	計画の推進	
	基本目標1 相談体制の充実	
	(1) 相談体制の充実	8
	(2) 相談窓口の周知	9
	(3) 相談員の資質向上	9
	基本目標2 被害者の安全確保	
	(1) 安全確保の徹底	11
	(2) 法律的な相談内容の支援	12
	(3) 情報管理の徹底	12
	基本目標3 自立支援体制の充実	
	(1) 生活の再建に向けた支援	13
	(2) 住宅確保に向けた支援の充実	14
	(3) 経済的な支援の充実	14
	(4) 就労に向けた支援の充実	14
	(5) 精神面への支援の充実	15
	(6) 子どもへの支援の充実	15
	基本目標4 啓発・教育の推進	
	(1) 市民等への啓発の推進	16
	(2) 学校等における啓発・教育の推進	16
	(3) 保健医療機関・福祉関係者等への啓発の推進	17
	基本目標5 推進体制の充実	
	(1) 民間支援団体との連携や機能の活用	18
	(2) 関係機関との連携推進	18
	(3) 調査・研究の推進	19
参考資料	資料1 姫路市DV(配偶者等からの暴力)対策基本計画策定会議	20
	資料2 男女間における暴力に関する調査報告書(内閣府男女共同参画局実施・抜粋)	22
	資料3 姫路市男女共同参画に関する市民意識調査 調査結果報告書(抜粋)	26
	資料4 DV被害者の相談・支援等の流れ(フローチャート)	28
	資料5 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	29
	資料6 用語説明	36

I 計画策定の趣旨

基本的な考え方

配偶者等からの暴力(以下「DV」という。)は、身体的な加害行為を含んだ犯罪行為であるだけでなく、精神にも重大な損害を与える大きな人権侵害であり、その暴力による被害は、配偶者だけでなく、同じく生活する子ども的人格形成にも極めて深刻な影響を与えてしまいます。

また、DVは、家庭という閉鎖的な場所で行われ、日々の生活の中で起きることから、被害者自身が気づきにくく、被害が長期化・深刻化する傾向にあります。この根絶に向けては、行政や関係機関だけでなく、市民一人ひとりが、DVは身近にある重大な人権侵害であることをよく理解し、DVを容認しない社会の実現に向け、一層の取り組みを推進していかねばなりません。

本市では従来から、DVに関する相談・支援は、婦人相談を担当する地域福祉課(福祉総務課から改称)と、母子相談を担当するこども支援課が協力・連携し取り組んできました。また、国の法整備や基本方針の策定など、DVを取り巻く環境の変化に合わせ、本市の相談体制の強化と計画的に被害者への支援施策等を推進する必要性から、平成24年に姫路市DV対策基本計画(第1期)を策定し、各種施策に取り組んできました。

そして、この計画の中で掲げられた姫路市配偶者暴力相談支援センター*を設置し、一時保護の依頼などの機能を集約するとともに、婦人相談員*を増員し、DV相談及び支援体制の構築を図ってきました。

この計画が平成28年度で計画の最終年度を迎えることから、次年度以降も引き続き、暴力の防止や予防、被害者への支援などをさらに充実させるため、この度、姫路市DV対策基本計画(第2期)を策定することとしました。

II 計画の位置づけ

DV防止法*第2条の3第3項の規定に基づく計画であり、姫路市総合計画「ふるさと・ひめじプラン2020*」のうち、「女性に対する暴力防止等の施策の推進」に関する基本的な取り組み方向を定める計画とします。なお、策定に当たっては、姫路市男女共同参画プラン2022*及びその他の関連計画の内容と整合を図るものとします。

III 計画の期間

本計画の計画期間は、平成29年度から平成33年度までとします。なお、計画期間内であっても、DV防止法の改正、国の基本方針や兵庫県の基本計画の見直し、DVに関する社会的動向等を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

IV 計画の策定経過

(1) 計画策定会議での意見聴取

平成28年度に、学識経験者、公募市民、市議会をはじめ、地域団体、法律、医療等の各分野の代表で構成する「姫路市配偶者等からの暴力対策基本計画策定会議」を設置し、意見を聴取しました。

(2) パブリック・コメント手続きの実施

平成28年12月19日から平成29年1月25日までの間、パブリック・コメント手続きを実施し、そこで寄せられた意見についても計画策定に反映させました。

V 計画の進行管理

計画策定後は、本計画の進行管理を行うとともに、進捗状況について、定期的に外部の専門家や庁内組織による評価を行い、その結果を公表します。

ドメスティック・バイオレンス (DV) とは

配偶者・恋人など親密な関係にある優位に立つ者(加害者)から劣位にある者(被害者)へのさまざまな形態の暴力であり、それを利用して加害者が被害者を支配することをDVと言います。親子間や高齢者と介護家族の間に生じる暴力とは区別しています。

DV防止法では、配偶者からの暴力(事実婚や元配偶者も含む)や生活の本拠を共にする交際相手からの暴力を対象としています。本計画では、「兵庫県DV防止・被害者保護計画」(平成26年4月策定)と同様、生活の本拠を共にしないパートナーなどの親しい関係までも含めるものとします。

暴力の形態の例示

(身体的なもの)

- ・ 平手でうつ、足で蹴る、げんこつでなぐる
- ・ 髪をひっぱる、首をしめる、腕をねじる
- ・ ひきずりまわす、物をなげつける

(精神的なもの)

- ・ 大声でどなる
- ・ 「誰のおかげで生活できているんだ」「かいしょうなし」などという
- ・ 何を言っても無視して口をきかない
- ・ 人の前でバカにしたり、命令するような口調でものを言ったりする

(経済的なもの)

- ・ 生活費を渡さない
- ・ 外で働くなど言ったり、仕事を辞めさせたりする

(社会的なもの)

- ・ 実家や友達とつきあうのを制限したり、電話やメール・SNSを細かくチェックしたりする

(性的なもの)

- ・ 見たくないのにポルノDVDやポルノ雑誌をみせる
 - ・ いやがっているのに性行為を強要する
- など

(注) 上記の行為は例示であり、複合的に発生することがあります。

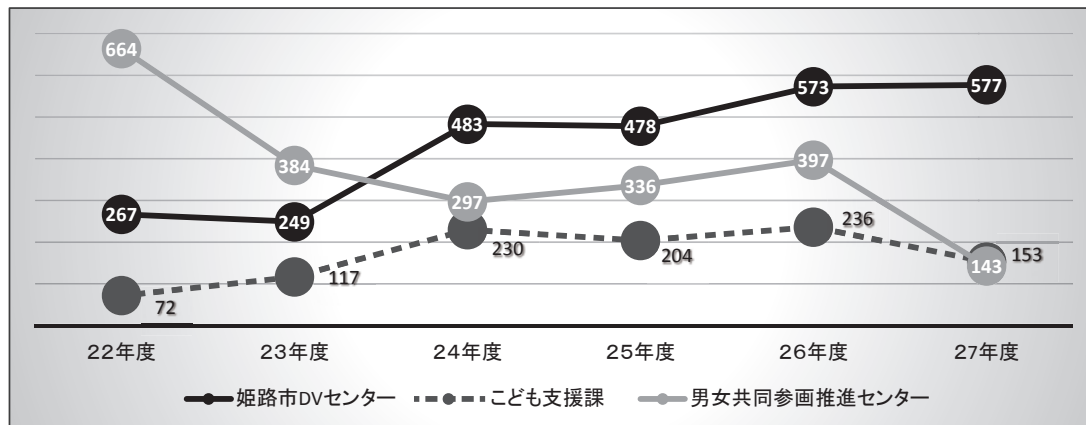
追記

この計画の策定にあたって、姫路市配偶者暴力相談支援センターを利用したことのある方を対象にアンケートを実施し、大変貴重な意見をいただくことができました。しかし、対象者数が少ないため、個人を特定する可能性があるため、アンケートの結果の公表はしないこととします。

VI DVに関する現状

～姫路市配偶者暴力相談支援センター(姫路市DVセンター)の相談実績等について

(1)本市のDVに関する相談人数(延べ)



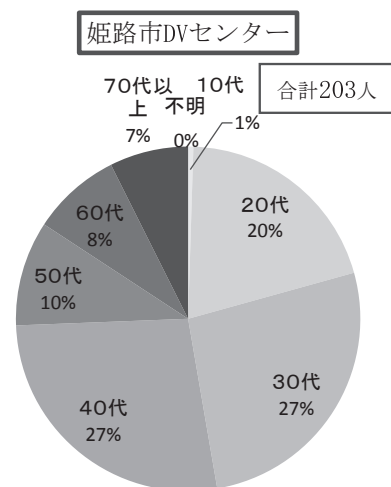
- ・人数は面接・電話相談者の延べ人数である。
- ・平成24年に姫路市DVセンターが開設されてからは、ここの相談が大きく増加している。
- ・平成27年度相談人数の内訳は、電話466件、来所111件である。

(2)姫路市DVセンターの相談実人数と男女別人数

	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
相談実人数	129	145	230	220	251	203
うち被害者本人が男性	0	0	3	4	2	8
うち被害者本人が女性	129	145	227	216	249	195

- ・平成24年度以降の実人員は、平均して約230人である。
- ・新規の相談は、平成26年度で168人、平成27年度で141人である。

(3)相談者の年齢分布



・30～40代が多くなっている

(4)姫路市DVセンターの一時保護人数

22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
12	4	16	11	10	6

(5)一時保護後の行先(平成27年度)

依頼機関	母子生活支援施設等	老人ホーム	入院	住宅設定	就職	帰宅	親類(実家等)	合計
姫路市DVセンター	3	1	0	0	1	0	1	6
警察署	1	0	1	2	0	2	3	9
合計	4	1	1	2	1	2	4	15

(6)姫路市DVセンターの保護命令支援の人数

22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
—	—	0	2	2	3

1 相談体制の充実

《主な取組み内容》

- 平成24年7月に姫路市配偶者暴力相談支援センター*を設置し、婦人相談員4名を配置。一般相談から緊急対応、自立に向けた支援を行った。
- 相談の内容に応じて、日本司法支援センター（以下「法テラス*」という。）や弁護士相談、外国人相談などの専門相談を案内した。
- DV防止啓発冊子や、相談案内冊子、DV相談案内カードを作成し、市の窓口や医師会等に配布し、広く周知した。
- 国や県などが実施する婦人相談、DV相談等の研修に積極的に参加し、その内容は相談員間で共有を図った。
- 処遇の困難なケースは、姫路市配偶者暴力相談支援センター所長や関係各課職員も入って組織的対応を図り、相談員の負担を軽減するとともに、資質の向上につなげた。
- 着の身着のまま逃げてきた被害者に対し、県の一時保護施設までの交通費を支給した。

《検討課題等》

- 姫路市配偶者暴力相談支援センターが受けた相談の実人員は、平成24年度以降、平均して年間約230人となっている。男性の被害者の相談も増加してきている。
- DV被害者へのアンケート結果からわかるように、DVの相談に至るまで時間がかかったり、被害が拡大することが十分に考えられるので、DVの相談窓口のさらなる周知や自分がDVを受けていることに気づくようなきっかけ作りが必要である。また、被害を受けた相談は少ないが、暴力を受けている方が潜在的に多く存在している認識が必要である。
- 相談員が職務を行うに際しては、被害者に更なる被害（二次的被害*）が生じることのないよう配慮が必要である。
- 障害者や妊婦など特別な配慮が必要な被害者への相談は、各種制度との関連を考慮しながら関係機関と十分に協議して対応する必要がある。
- 相談員がスキルアップを図るとともに、仕事がしやすい体制づくりをしていく必要がある。

2 被害者の安全確保

《主な取組み内容》

- 一時保護*が決定した被害者を、県の一時保護施設に入所させる際、相談員が同行し安全に保護されるよう支援した。
- 精神的な障害を持っている被害者、多くの子どもを抱える被害者、通院している被害者など、様々なケースに応じて、関係各課と連携して対応した。
- 保護命令制度利用のアドバイスや書面作成の支援、裁判所への同行支援を行った。
- 住民基本台帳事務におけるDV支援措置を希望する被害者に対し、住民基本台帳の閲覧や住民票の写し等の交付について制限をした。
- 関係各課との情報のやり取りについては、情報管理を徹底した。

《検討課題等》

- 加害者に見つかり、重篤な事件に発展する可能性が大きいため、安全確保には万全の配慮が必要である。来所における相談や諸手続きにおいては、ワンストップサービス*ができるよう配慮が必要である。また、県の配偶者暴力相談支援センターにおいてヒヤリハット*の事例をまとめているので、これを参考とし、業務に取り入れていくことも必要である。
- 個人情報の取扱いについては、全庁的に徹底されているが、DVに関する情報については特に注意が必要である。新たに始まったマイナンバー*に関する知識についても十分に深める必要がある。

3 自立支援体制の充実

《主な取組み内容》

- 被害者に対し、児童手当*、子どもの就学、保育所の入所申し込み、国民健康保険・国民年金の加入、生活保護制度等について必要な手続きに係る窓口同行や説明等を、個々の状況に応じて実施した。
- 母子・父子自立支援員*と就労相談員が連携しながら、ハローワークと協力し就職につながるよう支援した。
- 母子生活支援施設*の入所委託を行った際には、施設の支援員への支援引継ぎを行った。
- 避難のため新たに住居を確保した被害者については、転出先の配偶者暴力相談支援センター等へ継続的な支援を引継ぎ、切れ目のない支援を行った。

《検討課題等》

- 被害者の心身の健康の回復には時間を要するものであり、カウンセリングを長期的に受けられる取組みが求められている。母子関係への支援や子どもへの心理的ケアについても検討が必要である。
- 被害者は、避難後の新たな生活の再建に向けて、住居の確保や子どもの就学の問題など複数の問題を抱えていることが多いので、関係機関と連携して相談支援を行っていく必要がある。

4 啓発・教育の推進

《主な取組み内容》

- 男女共同参画*に関する講座の中でDVに関する内容のものを実施した。
- DVに関する市政出前講座を実施した。
- DV防止啓発冊子を作成し、啓発活動を行った。
- 男女共同参画啓発資料の中にデートDVに関する内容を盛り込み、配布した。
- 平成28年4月1日に施行した姫路市男女共同参画推進条例*において、性別の違いを背景とした権利侵害を禁止する規定を設け、禁止行為の一つとして「ドメスティック・バイオレンス」を掲げた。

《検討課題等》

- DVについての理解・認識を広げるために、繰り返し啓発を行うことや、周知の方法を検討する必要がある。
- 若年層に対する啓発・教育を早い段階から行うことで、将来に渡り効果があると考えられる。
- 保健医療機関や福祉関係者は被害者と接触する機会が想定され、研修を充実させる必要がある。

5 推進体制の充実

《主な取組み内容》

- 多くの関係機関が参加する中播磨DV相談ネットワーク会議（兵庫県主催）に参画し、情報交換や協議を行った。
- 関係各課の担当者によるネットワーク会議を開催し、情報交換や協議を行った。
- 市外へ転出するケースや市外から転入をしてきたケースについては、転出先又は転入前の配偶者暴力相談支援センター等と連携し、福祉サービス等が受けられるよう調整を行った。
- 男女共同参画に関する市民意識調査の項目の中にDVに関する内容を盛り込んだ。

《検討課題等》

- 関係機関との協力なしに効果的な支援は出来ないとの認識のもと、関係機関の連携を深める必要がある。
- 市外の民間支援団体（シェルター等）の活用や、市内におけるNPOの育成や支援について検討する必要がある。

VIII 計画の体系

基本目標	施策の方向	★新規施策 ○拡充	
		施策名	
1 相談体制の充実	(1) 相談体制の充実	①DV相談への助言	
		②高齢者・障害者・未成年者等に対する相談の充実	
		③外国人に対する相談の充実	
	(2) 相談窓口の周知	○ ①ホームページや冊子等の充実	
		○ ②DV相談案内カードの活用	
		③関係各課の冊子等への掲載	
		④庁内相談部門等との連携	
	(3) 相談員の資質向上	★ ①相談員マニュアルの作成	
		②婦人相談員連絡協議会等の研修への参加	
		○ ③相談員への支援の充実	
2 被害者の安全確保	(1) 安全確保の徹底	①緊急時の一時保護の実施	
		★ ②安全な移送の実施	
		③被害者に対する安全確保の助言	
		④警察との緊密な連携	
		⑤諸手続におけるワンストップサービスの実施	
		⑥母子生活支援施設や老人ホーム等の機能の活用	
	(2) 法律的な相談内容の支援	①法律的な相談窓口等の情報提供と助言の実施	
		②保護命令制度等の情報提供と助言の実施	
		③保護命令申立て時の支援の充実	
	(3) 情報管理の徹底	①住民基本台帳事務における閲覧等の制限	
		②関係各課におけるDV関連の情報管理の徹底	
		③庁内への情報管理の呼び掛け	
	3 自立支援体制の充実	(1) 生活の再建に向けた支援	○ ①市外へ転出するケースへの支援
			○ ②市内に転入するケースへの支援
			★ ③自立に向けた情報提供の充実
④法律的な相談窓口等の情報提供と助言の実施(再)			
★ ⑤被害者への中長期的フォローアップの実施			
(2) 住宅確保に向けた支援の充実		①公営住宅の申し込み等に関する情報提供	
		②母子生活支援施設等への入所の支援	
(3) 経済的支援の充実		①ひとり親家庭が利用できる制度等の利用促進	
		★ ②養育支援相談の実施	
(4) 就労に向けた支援の充実		①ひとり親家庭就労支援事業等の活用	
(5) 精神面への支援の充実		①精神的な悩みを持つ方への支援	
(6) 子どもへの支援の充実	①保育や就学に関する支援		
	②保健に関する支援		
	③子どもの心のケアに関する支援		
	○ ④要保護児童対策地域協議会の活用		
	○ ⑤DV防止キャンペーンの実施やチラシ等の作成		
4 啓発・教育の推進	(1) 市民等への啓発の推進	①家庭・地域・企業等への啓発の推進	
		○ ②ホームページ等による啓発の推進	
		★ ③DV防止キャンペーンの実施やチラシ等の作成	
	(2) 学校等における啓発・教育の推進	①人権教育に基づく男女平等教育の推進	
		○ ②デートDV防止の教育の推進	
		○ ③教職員等に対する啓発の推進	
(3) 保健医療機関・福祉関係者等への啓発の推進	○ ①民間関係者への啓発の推進		
	○ ②市の職員への啓発の推進		
5 推進体制の充実	(1) 民間支援団体との連携や機能の活用	①民間支援団体(NPO)の機能の活用等	
	(2) 関係機関との連携推進	①庁内連携会議等の開催	
		②関係機関によるネットワークの充実	
		③兵庫県や近隣市町との連携の強化	
	(3) 調査・研究の推進	○ ①被害者へのアンケートの実施	
		②DV防止や被害者への支援の調査・研究	

基本目標 1 相談体制の充実

平成24年度に姫路市配偶者暴力相談支援センター*が設置されて相談体制の充実が図られた後は、相談件数は大きく増加しています。これは相談窓口が周知されたことが要因の一つと考えられます。

平成27年3月の内閣府の調査から推測すると、姫路市の人口規模では、約2万人の女性が何度も暴力を受けていることになりませんが、姫路市配偶者暴力相談支援センターの相談実人員は平均して年間約230人であり、潜在的に多くの方が家庭内で暴力を受けているのではないかと推測されます。

姫路市配偶者暴力相談支援センターで関わった方を対象にしたアンケートから、「暴力を受けている本人がそれをDVだと気づきにくい」ことや、「誰もわかってもらえないし、どうすることもできない」と諦めている人がいることが明らかになっています。また、平成28年2月に実施した市民意識調査では、DVを「自分が直接経験したことがある」及び「自分のまわりに経験した（している）人がいる」と回答した者のうち、「どこ（だれ）にも相談しなかった」とする者の割合が3割弱もあることがわかっています。このような状況から、自分が受けている暴力がDVにあたることを気づききっかけづくりや、相談窓口の連絡先など一層の周知が必要です。

相談を受ける窓口でDVに関する相談があったときには、本人がDV被害により、心理的に傷ついている方が多いことを念頭に置き、二次的被害が起きないように配慮が必要です。

相談員は、相談件数の増加や相談内容の複雑化に適切に対応できるよう、常に研修を重ね、職場での情報の共有化を図り、相談員各自が一貫した対応が取れるようにしておく必要があります。また、相談員のメンタルヘルスの維持や処遇困難なケース等への対応のバックアップ体制も必要です。

施策の方向

(1) 相談体制の充実

【施策①】DV相談への助言

女性が抱える悩み相談などから、相談の背景にDVがあるとうかがえた場合は、相談者の意思を尊重した上で、相談者にDV相談を促したり、関係機関が相互に連携するなど、留意して対応します。

【施策②】 高齢者・障害者・未成年者等に対する相談の充実

高齢者、障害者、未成年者、性的マイノリティ*等が被害者の場合、介護の必要性や治療の有無など本人の状態を踏まえて関係各課が連携して対応します。未成年者や妊婦などが被害者の場合は、特別な配慮が必要であり、関係機関と十分に協議を行います。

【施策③】 外国人に対する相談の充実

被害者が外国人である場合は、相談窓口を知ることが難しいため、外国人向けリーフレット等を活用し、窓口の周知を図るとともに、市が実施する「多言語生活相談」の活用について情報提供を行います。

(2) 相談窓口の周知

【施策①】 ホームページや冊子等の充実（拡充）

DVの相談窓口をよりわかりやすくしたり、DVかどうかの気づきにつながるチェックリストを掲載するなど、ホームページの充実を図ります。随時、必要な冊子やチラシなどの作成を検討します。

【施策②】 DV相談案内カードの活用（拡充）

外出機会の中で被害者がDVの相談窓口に気づくよう、連絡先を記載したDV相談案内カードの配布場所（商業施設、公共施設など）を増やしていくとともに、案内カードに情報を取得しやすいQRコード*をつけるなど機能を付加します。市のイベントや事業において配布することも検討します。

【施策③】 関係各課の冊子等への掲載

関係各課が作成する情報提供のための冊子等に、DVの相談窓口について掲載するなど広く周知を図ります。

【施策④】 庁内相談部門等との連携

市民相談センター*の市民相談や保健所の健康相談などにおいて、相談者がDV被害を受けているとかがえる場合には、相談者にDVセンターへの相談を促していきます。

(3) 相談員の資質向上

【施策①】 相談員マニュアルの作成（新規）

相談員が、相談者の立場に立って、適切で統一的な対応が行えるよう、相談員マニュアルを作成します。相談で特に気をつけなければならない個人情報の取り扱いや二次的被害*の防止等について記載します。

【施策②】 婦人相談員連絡協議会等の研修への参加

婦人相談員*等は、婦人相談員連絡協議会等が主催する研修等に積極的に参画し、他市町の相談員との情報交換を通して相談業務の参考にするとともに、知識の向上や業務の改善につなげます。研修の内容や情報は、相談員の間で共有し相談に活用します。

【施策③】 相談員への支援の充実（拡充）

相談員が相談者と同じような心理状態に陥ったり、業務を抱え込んだ状態にならないよう、支援・助言・指導を受けられる体制を確保します。相談員が業務を進める上で、法務や訴訟に係る内容など専門的な知識が必要となる相談については、法制担当部署の協力を得て対応します。

基本目標 2 被害者の安全確保

内閣府のアンケートからは、命の危険を感じ、緊急避難を要するケースが多く存在することがわかっています。このため、被害者から相談を受けた時点で、緊急度を的確に把握し、一時保護を行う「県の一時保護施設」と連携し、被害者の安全確保を最優先に考えなければなりません。特に一時保護施設への移送に際しては、確実に安全を確保することが必要です。

一時保護を必要としない場合でも、万が一に備え、警察への110番登録*や避難する準備について適切に助言したり、状況に応じて保護命令制度等の情報提供が必要です。

また、被害者に関する情報の管理には細心の注意を払い、加害者に避難先を知られることのないよう、被害者情報の管理を徹底して行う必要があります。

施策の方向

(1) 安全確保の徹底

【施策①】 緊急時の一時保護の実施

緊急時の一時保護は、県の婦人相談所に依頼しています。県の一時保護施設までの移動中の安全を確保するため、婦人相談員等が同行します。移動に必要な現金がないときは、交通費を助成します。

【施策②】 安全な移送の実施（新規）

一時保護の移送の際、乳幼児の同伴が人目につくことがあるなど、危険性があると考えられるときは、その状況に応じて、タクシーなど自動車による移送を行います。

【施策③】 被害者に対する安全確保の助言

被害者の居場所等が加害者に知られないよう、情報機器（スマホ等）の使用について注意を促すなど、安全のための対応策について助言等を行います。

【施策④】 警察との緊密な連携

相談段階や一時保護等の際、被害者に暴力の危険が迫っているときは、警察と緊密な連携を取り対応します。夜間・休日の相談や一時保護の対応は、警察において県の婦人相談所と連携して対応を行います。

【施策⑤】 諸手続におけるワンストップサービスの実施

日頃から関係機関がリスクに対して意識を高く持って対応するとともに、被害者の行動が加害者の目に触れることのないよう、庁内の諸手続についてワンストップサービス*に取り組みます。

【施策⑥】 母子生活支援施設や老人ホーム等の機能の活用

一時保護までの必要がなく安全が確保されているケース等について、幅広い処遇の確保の観点から、母子生活支援施設*や老人ホーム等におけるショートステイ*の利用の方法を検討します。

(2) 法律的な相談内容の支援

【施策①】 法律的な相談窓口等の情報提供と助言の実施

被害者から保護命令*や離婚など、法律的な相談の希望があったときは、市民相談センター*や、男女共同参画推進センターの女性のための相談室（法律相談）、日本司法支援センター（法テラス*）等について情報提供と助言を行います。

【施策②】 保護命令制度等の情報提供と助言の実施

身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受け、被害者が重大な危害を受ける恐れのある場合に利用できる保護命令制度や、つきまといやストーカー行為*対策についての情報提供と助言を行います。

【施策③】 保護命令申立て時の支援の充実

被害者が保護命令*の申立てを行う意向があるときは、書類作成の助言や裁判所等への同行支援を行います。

(3) 情報管理の徹底

【施策①】 住民基本台帳事務における閲覧等の制限

被害者から住民基本台帳事務におけるDV支援措置の申し出を受け、措置の必要があると判断した場合は、被害者の現住所が知られないように、住民基本台帳の閲覧、住民票の写しの交付、戸籍の附票の写しの交付を制限します。

【施策②】 関係各課におけるDV関連の情報管理の徹底

国民健康保険、国民年金、税、福祉事務所、保健所、選挙など、個人情報に係る事務処理を行う関係各課は、DVに関する情報管理の徹底を図ります。新たに始まったマイナンバー*についての情報管理も厳重に行います。

【施策③】 庁内への情報管理の呼び掛け

DV防止キャンペーンの実施にあわせ、庁内通信網の掲示板などを活用して、DVに関する情報は特に徹底した情報管理をするよう注意を喚起します。

基本目標 3 自立支援体制の充実

被害者が一時保護を経て、新たな場所で自立して安全な生活を送れるようにするためには、様々な制度が利用できるよう関係機関が支援することが必要です。しばらく施設に入所してから生活再建に向けて準備を始める方、親戚の支援を受けながら生活を始める方、慣れない土地で一からスタートする方など様々ですが、それぞれの状況に応じて、転出先の市町村に支援を依頼し、諸手続きがスムーズにできるよう繋いでいくことが必要です。

一時保護に到らなかった場合は、関係機関が連携しながら継続してその方からの相談に応じていく体制づくりが必要です。

市内に転入してきた被害者の場合、転入前の配偶者暴力相談支援センター等からの情報を踏まえ、被害者の状況に応じて同様の支援を行っていくことが必要です。

子どものいる被害者の支援に当たっては、間近に暴力と接してきた子どもへのフォローを充実させていくことも必要です。

施策の方向

(1) 生活の再建に向けた支援

【施策①】市外へ転出するケースへの支援（拡充）

避難先として市外に転出する場合は、本人の意思を尊重した上で、転出先の配偶者暴力相談支援センター等に、共通シート（婦人相談員協議会作成）を活用して本人の状況についての情報提供を行い、転出先での自立支援につなげていきます。

【施策②】市内に転入するケースへの支援（拡充）

避難先として市内に新たに転入する場合は、転入前の配偶者暴力相談支援センター等からの情報に基づき、上記共通シートを活用しながら、各種手続きの支援を行います。

【施策③】自立に向けた情報提供の充実（新規）

被害者が制度を理解し利用しやすくするため、自立に向けて利用できる制度等を集約したハンドブックを作成します。

【施策④】法的な相談窓口等の情報提供と助言の実施（再掲）

被害者が自立していく上での助言を行うとともに、離婚調停や財産分与等より専門的かつ法的な相談内容が必要な場合は、市民相談センター*や、男女共同参画推進センターの女性のための相談室（法律相談）、日本司法支援センター（法テラス）等について情報提供を行います。

【施策⑤】 被害者への中長期的フォローアップの実施（新規）

児童扶養手当を受給している被害者については、年に一度の現況届*時を活用し、本人の意思を尊重した上で生活状況を定期的に把握し、状況に応じた助言等を行うなど、継続的な支援を行います。

一時保護で施設に入所していた被害者が、施設を退所し新たに自立生活を始めたときは、施設の機能を活用した支援の充実を検討します。

(2) 住宅確保に向けた支援の充実

【施策①】 公営住宅の申し込み等に関する情報提供

被害者の生活の再建は、まず住宅の確保から始まります。市営住宅や県営住宅の申込みや優遇取扱い等について情報提供を行います。

【施策②】 母子生活支援施設等への入所の支援

一時保護後の支援策として、母子生活支援施設*や婦人保護施設*等への入所を希望し、または施設入所が望ましい方は、施設への入所支援を行います。

(3) 経済的支援の充実

【施策①】 ひとり親家庭が利用できる制度等の利用促進

生活再建には経済的な自立が不可欠なため、ひとり親家庭として利用できる児童扶養手当*、母子家庭等医療費助成制度*や、母子父子寡婦福祉資金貸付制度*等の利用を促進します。

また、経済的に困窮する被害者へは、生活困窮者自立支援法*や生活保護法等に基づき必要な支援を速やかに行います。

【施策②】 養育支援相談の実施（新規）

ひとり親家庭においては、養育支援相談を適切に行います。また、同伴児と別居親の面会交流*については特別に配慮を要する事案であることから、慎重な対応を行います。

(4) 就労に向けた支援の充実

【施策①】 ひとり親家庭就労支援事業*等の活用

就労相談員がハローワークと連携し、本人の状況に応じた就労先の確保に向け支援を行います。各種資格取得制度等の利用の促進や、男女共同参画推進センター主催の就労に関する講座の受講を勧奨します。

(5) 精神面への支援の充実

【施策①】精神的な悩みを持つ方への支援

女性が抱える様々な悩みの相談は、女性のための相談室の利用を促します。ここでは、DV被害者が気持ちを整理し、精神的なエンパワメント*を図るためのカウンセリングを実施します。医療的な治療など専門的なカウンセリングを希望する方に対しては、医療機関等の情報提供を行います。あわせて子どもへの対応についても必要な情報を提供します。

(6) 子どもへの支援の充実

【施策①】保育や就学に関する支援

被害者が就労するためには、保育所の利用は欠かせませんが、その入所の申し込みに当たっては、優先的な利用調整を行います。子どもの就学に当たっては、安全に就学できるよう支援を行います。

【施策②】保健に関する支援

他市町村から転入してきた被害者の子どもの乳幼児健康診査や予防接種等が滞りなく受診できるよう支援を行うとともに、必要な情報提供を行います。

【施策③】子どもの心のケアに関する支援

DVの目撃（面前DV*）等により、心理的外傷を負っている子どもには専門機関などでケアを行うとともに、学校においてはスクールカウンセラー*が支援を行います。また、子どもの生活環境への支援が必要なときは、スクールソーシャルワーカー*や外部の専門職を含めた体制により支援を行います。

【施策④】要保護児童対策地域協議会の活用（拡充）

子どもに対する虐待だけでなく、加害親である母（父）もDV被害を受けているかもしれないという家庭内病理の視点を持ち、婦人相談員が要保護児童対策地域協議会*の会議等に参加し、被害者に係る情報共有や支援内容の検討に参加します。

基本目標 4 啓発・教育の推進

DVは、配偶者、交際相手など親密な関係の中で起こるため、家庭内や男女間の問題と捉えられたり、本人も暴力の被害を受けていることに気づかないなど、表面化しにくいこともあり、被害者が救済を訴えることもなく、そのまま生活していることが推測されます。

被害者の多くは女性であり、その背景には、男女間の社会的地位や経済力の格差、固定的な性別役割分担意識など、社会構造的な問題が背景にあると言われていています。DVの防止に向けては、市民一人ひとりが「暴力は重大な人権侵害」であるとの認識や理解を広げ、社会全体で、様々な暴力を許さないという意識を共有することが重要であり、そのためには、市民への啓発をさらに推進していく必要があります。

また、将来におけるDVを防止するため、若年層を対象とした、人権の尊重やDVに対する意識啓発もさらに充実させていく必要があります。

施策の方向

(1) 市民等への啓発の推進

【施策①】 家庭・地域・企業等への啓発の推進

家庭・地域・企業等においてDVに関する理解を深めるため、啓発冊子の配布やDV防止講座の実施などの啓発活動を行います。

【施策②】 ホームページ等による啓発の推進（拡充）

市のDV相談窓口の記載のあるホームページ等に、DV防止の啓発内容も記載し、DVについての理解が進むよう取り組みます。

【施策③】 DV防止キャンペーンの実施やチラシ等の作成（新規）

内閣府の「女性に対する暴力をなくす運動」（11月）にあわせ、ホームページでの情報発信やパープルリボン*の配布など、DV防止キャンペーンを実施します。他のリボンキャンペーンとあわせての啓発やチラシの作成など、効果的な啓発方法を検討します。

(2) 学校等における啓発・教育の推進

【施策①】 人権教育に基づく男女平等教育の推進

互いに人権を尊重し合う社会の構築を目指した人権教育を基盤にし、DVの背景にある女性差別や固定的な性別役割分担の意識を是正する男女平等教育を、児童・生徒の発達段階に応じて推進します。

【施策②】デートDV防止の教育の推進（拡充）

中学生、高校生を対象に人権教育や男女平等教育の一環として、冊子や市政出前講座等を活用しながら、デートDV*防止の教育を進めます。市内の大学にも啓発を行うとともに、若年層が興味を持って学べるよう工夫した啓発も検討します。

【施策③】教職員等に対する啓発の推進（拡充）

子どもへの支援者となる教職員や保育士、スクールカウンセラー*等のDVに関する理解を深めるため、研修等を推進します。特に教員は、児童・生徒へのDV予防教育を行う役割が期待されます。

(3) 保健医療機関・福祉関係者等への啓発の推進

【施策①】民間関係者への啓発の推進（拡充）

被害者から相談があったとき、地域における身近な相談相手である民生委員・児童委員*や地域包括支援センターの職員等が助言など適切に対応できるよう研修等を実施します。また、医療関係者は、現に被害を受けた方と直接遭遇することも考えられ、適切に対応できるよう研修等を実施します。

【施策②】市の職員への啓発の推進（拡充）

市の保健・福祉担当職員は、相談業務等の中で緊急避難の対応など適切に対応する必要があるため、研修等を実施します。また、市の職員は、DVの予防・防止を推進する立場であり、窓口等で適切に対応できるよう研修等を実施します。

基本目標 5 推進体制の充実

被害者の安全を確保し、自立を支援するためには、関係各課はもとより、医療機関、警察、施設、民生委員・児童委員など多くの関係機関の協力が欠かせません。

相談の部分、安全確保の部分、自立支援の部分、啓発の部分など、関わりの範囲や程度は様々ですが、被害者への支援は、配偶者からの暴力を容認しない社会の実現という、共通認識をしっかりと持って対応していくことが必要です。

被害者に対し様々な活動を行っている民間支援団体* (NPO) 等の専門的な機能や経験をいかして、本市の被害者への支援や市民、関係者への啓発を進めることも効果的と考えます。

また、今後の被害者への支援を考えたとき、このような団体への支援や、市内での団体の育成も必要です。

施策の方向

(1) 民間支援団体との連携や機能の活用

【施策①】民間支援団体 (NPO) の機能の活用等

市内には、DVに関する支援を行うNPOはありませんが、県内にあるNPOの専門的な機能（研修の講師派遣等）を活用し、DVに関するきめ細かな施策に取り組んでいきます。市内のNPOの育成や支援についても検討します。

(2) 関係機関との連携推進

【施策①】庁内連携会議等の開催

福祉事務所、保健所、男女共同参画推進センター等の職員や相談員が集まり、計画に掲げる施策を推進するための協議や、業務の調整、情報交換等を行います。また、処遇の困難なケースへの対応について、必要に応じて検討会議を行います。

【施策②】関係機関によるネットワークの充実

医師会、警察、裁判所、法務局、施設、兵庫県、市町が参加する中播磨地域DV相談ネットワーク会議に参画し、協議や情報交換を通じて連携を図ります。

特に、処遇の困難な被害者の対応に当たっては、専門機関である県の婦人相談所と十分に協議を行い、助言を得ながら対応します。

【施策③】兵庫県や近隣市町との連携の強化

被害者の避難に関して、関係する他市町と連携を強化し、引継ぎについても適切に対応します。また、兵庫県所管課と情報交換を行い被害者に対する支援策の充実について検討します。

(3) 調査・研究の推進

【施策①】 被害者へのアンケートの実施（拡充）

被害者に対するアンケートや、市民の意識調査を定期的実施し、今後の施策の検討を行います。

【施策②】 DV防止や被害者への支援の調査・研究

被害者の自立支援策として、住まいや就労の確保、地域での見守りなどが、一体的に提供できる仕組みについて研究します。

加害者を対象とした更正に向けた取組みは重要な施策ですが、加害者対策はまだ確立されていません。引き続き国等において調査研究の対象となっており、その動向を把握します。

また、男性の被害者に対する相談は、県において専門的に実施しており、本市の対応として相談窓口を案内しています。今後、本市においても体制について可能なのか研究します。

資料1：姫路市DV(配偶者等からの暴力)対策基本計画策定会議

1 開催状況

回数	開催日	会議内容等
第1回	平成28年 7月25日	・姫路市DV対策基本計画策定会議について ・DV対策の進捗状況等について
第2回	9月16日	・計画の体系と施策の展開について
第3回	11月14日	・第2回策定会議で出された意見等への対応について ・姫路市DV対策基本計画(第2期)中間とりまとめ(案)について
パブリック・コメント手続：平成28年12月19日～平成29年1月25日		
第4回	平成29年 2月15日	・計画(案)の最終とりまとめについて

2 委員名簿(敬称略、順不同)

区分	氏名	肩書等	備考
学識経験者	高田昌代	神戸市看護大学 教授	座長
地域団体の代表者	大森 正	姫路市民生委員児童委員連合会 会長	副座長
市議会議員	駒田 かすみ	姫路市議会 議員	
法律関係者	高橋 朋子	兵庫県弁護士会 姫路支部会員 吉川・高橋法律事務所 弁護士	
医療関係者	水田 年美	一般社団法人 姫路市医師会 会員 水田クリニック院長	
警察関係者	表西時男(第1～3回) 亀山尚史(第4回)	兵庫県姫路警察署 生活安全官	
福祉関係者	紺谷 宏志	社会福祉法人 白鷺園 白鷺園母子生活支援施設 施設長	
教育関係者	福井 孝	姫路市小学校長会 副会長 姫路市立荒川小学校 学校長	
公募市民	福島 由美子	公募委員	
	西田 雅子	公募委員	
	10名		

姫路市DV(配偶者等からの暴力)対策基本計画策定会議開催要領

1 趣旨

この要領は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第2条の3第3項に規定する、施策実施に関する基本的な計画である「姫路市DV(配偶者等からの暴力)対策基本計画」（以下「DV対策基本計画」）の策定に当たり、学識経験者及び、配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関わるものから広く意見を求めるため、姫路市DV(配偶者等からの暴力)対策基本計画策定会議（以下「策定会議」という。）について必要な事項を定めるものとする。

2 所管事項

策定会議は、次の事項について意見を交換するものとする。

- (1) 配偶者等からの暴力の現状と課題
- (2) DV対策基本計画に掲げる施策又は事業
- (3) その他DV対策基本計画の策定に必要な事項

3 参加者

策定会議は、次に掲げる者のうち市長が指名する11人以内の者をもって開催する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市議会議員
- (3) 地域団体の代表者
- (4) 法律関係者
- (5) 医療関係者
- (6) 福祉関係者
- (7) 警察関係者
- (8) 教育関係者
- (9) 公募市民
- (10) 関係行政機関の職員
- (11) その他市長が指名する者

4 意見の取扱い

市長は、DV対策基本計画の策定において、策定会議で表明された意見を参考とするものとする。

5 座長、副座長

市長は、策定会議の進行を行わせるため座長及び副座長を置くことができる。

6 庶務

策定会議の庶務は、地域福祉課、こども支援課、男女共同参画推進課において処理する。

7 補則

この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月14日から施行する。
- 2 この要領は、平成29年3月31日をもってその効力を失う。

附 則

- 1 この要領は、平成28年6月21日から施行する。
- 2 この要領は、平成29年3月31日をもってその効力を失う。

資料2：内閣府男女共同参画局のアンケート結果（概要版・抜粋）

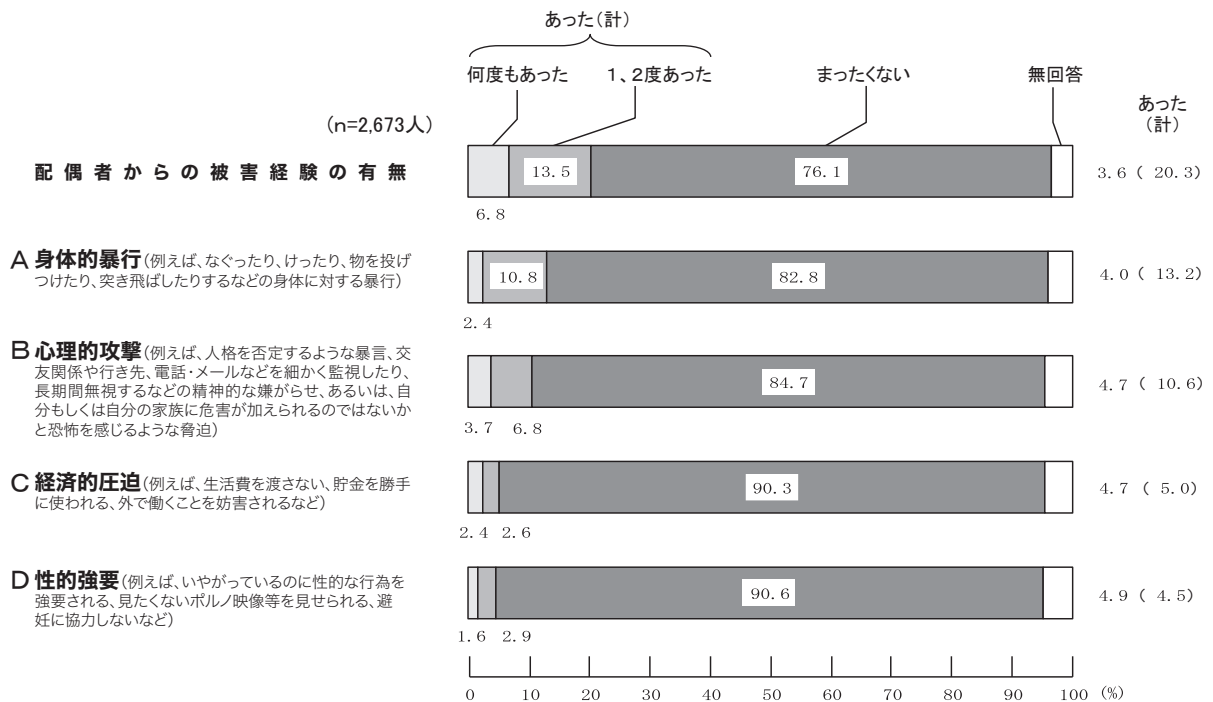
男女間における暴力の状況

内閣府が行った「男女間における暴力に関する調査」では、国内の男女間における暴力の実態は次のとおりとなっている。

【調査概要】・調査対象：全国20歳以上の男女5,000人
 ・調査時期：平成26年12月
 ・回収結果：有効回収数(率) 3,554人(70.9%) 女性 1,811人 男性 1,733人

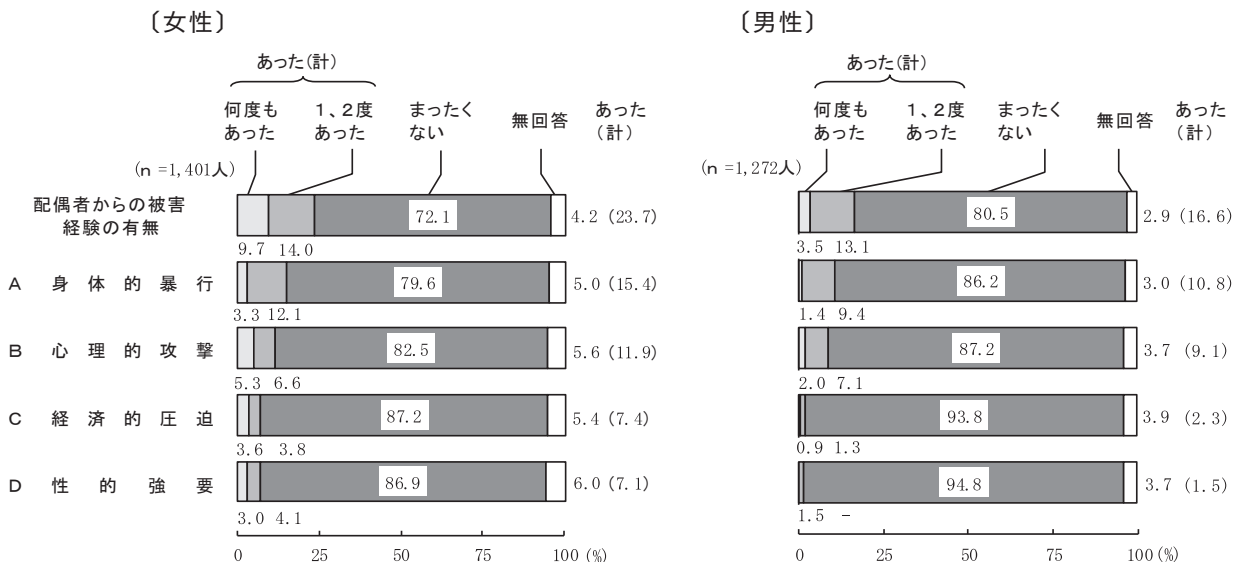
(1) 配偶者からの被害経験

約5人に1人は配偶者から暴力を受けたことがある



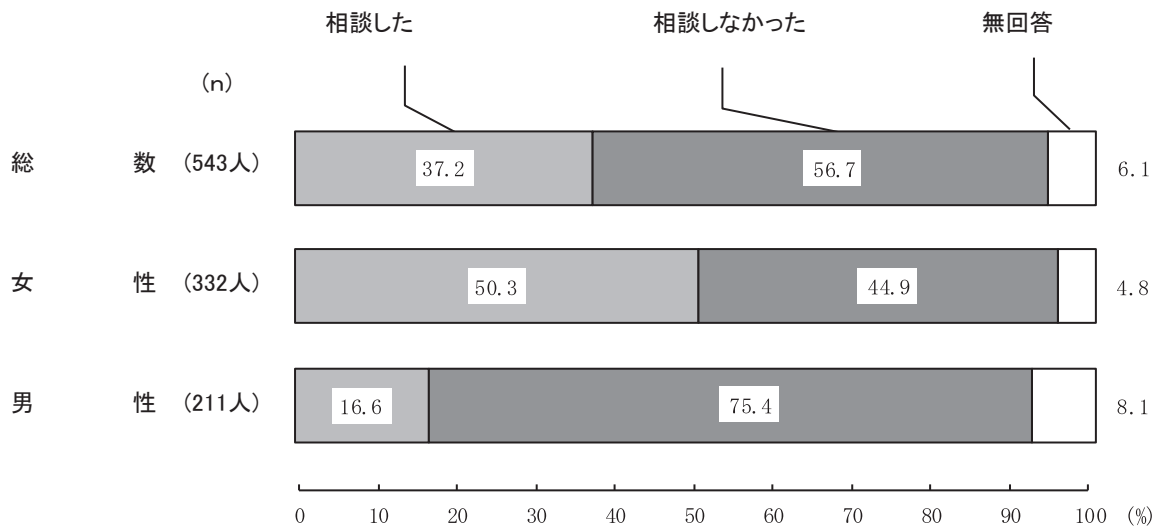
(2) 配偶者からの被害経験（男女別）

女性の約4人に1人は配偶者から被害を受けたことがあり、約10人に1人は何度も受けている



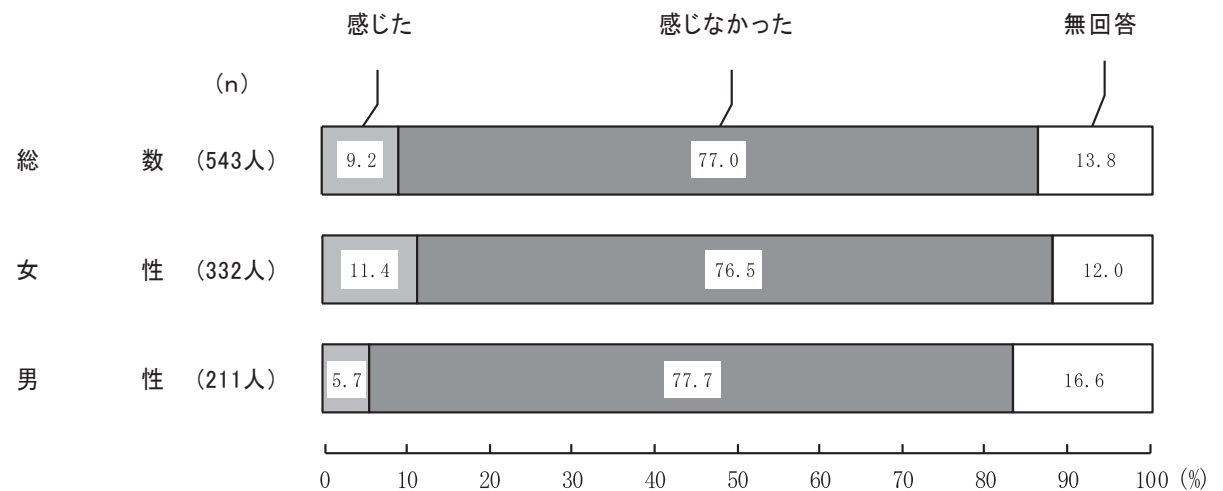
(3) 配偶者からの被害の相談の有無

被害を受けた女性の約4割、男性の約8割はどこにも相談していない



(4) 命の危険を感じた経験

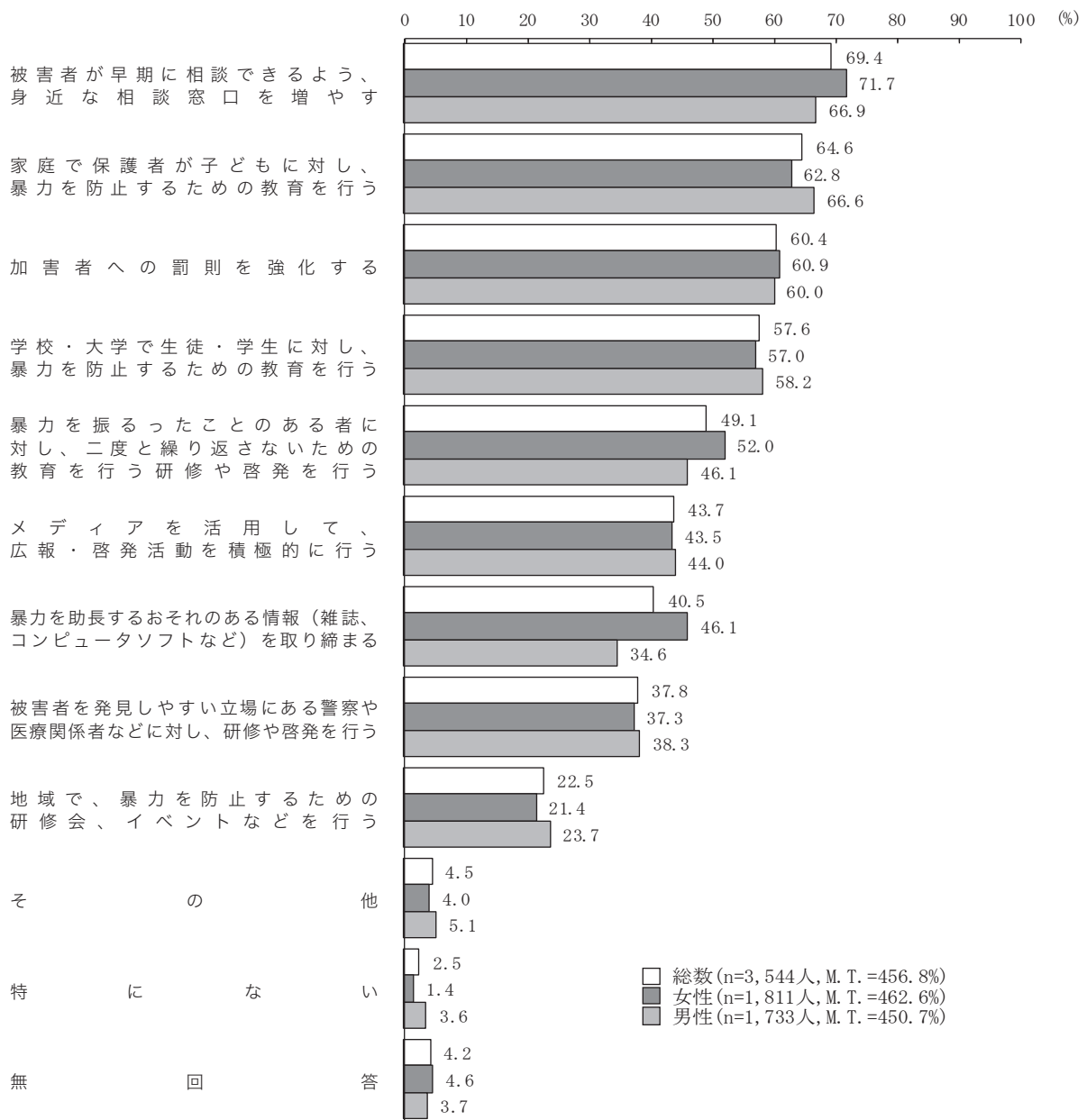
被害を受けた女性の約9人に1人は命の危険を感じた経験がある



(5) 男女間の暴力を防止するために必要なこと

男女間における暴力を防止するために必要だと考えることを聞いたところ、「被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増やす」が69.4%と最も多く、「家庭で保護者が子どもに対し、暴力を防止するための教育を行う」が64.6%、「加害者への罰則を強化する」が60.4%、「学校・大学で生徒・学生に対し、暴力を防止するための教育を行う」が57.6%などとなっている。

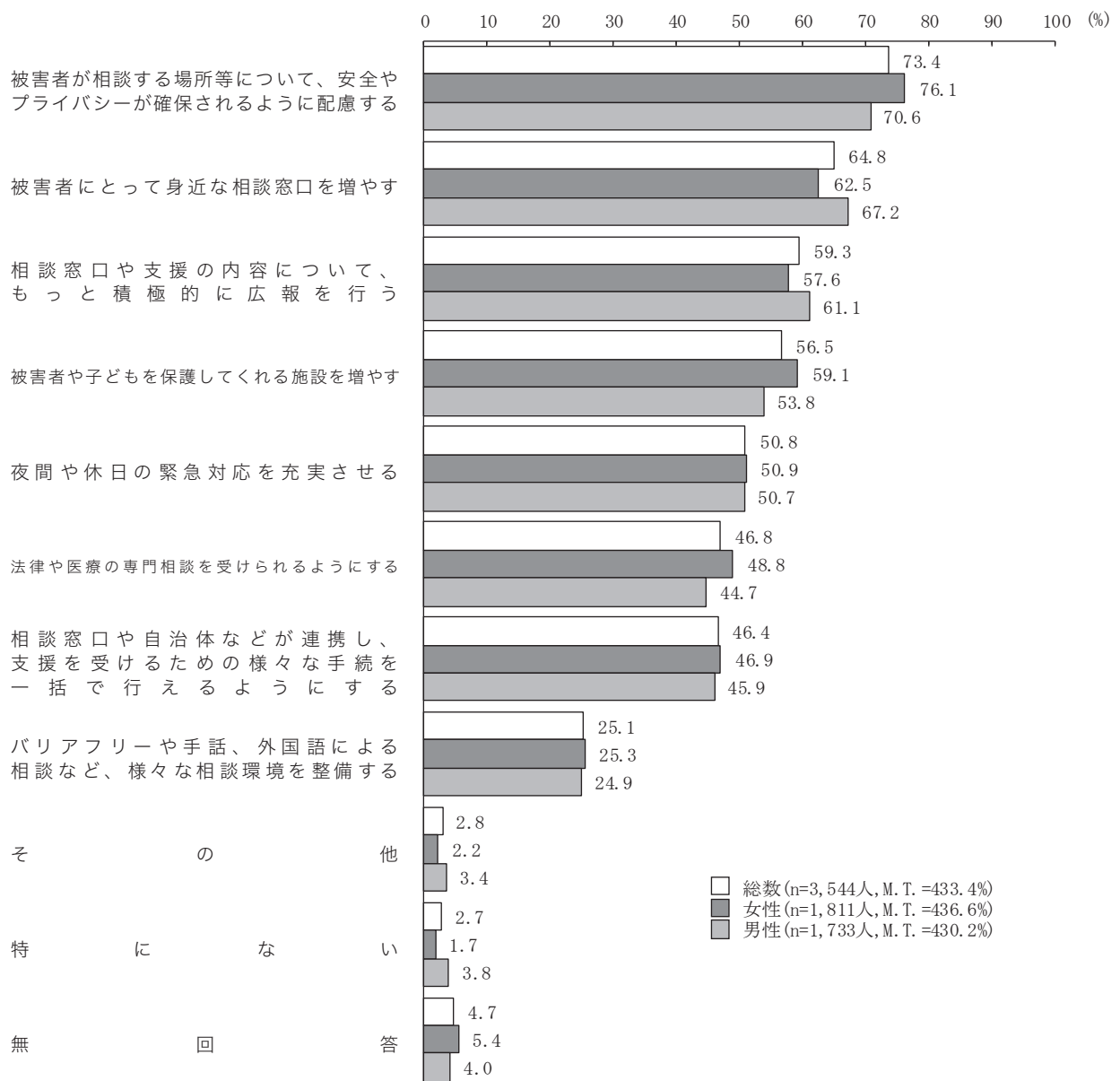
男女間における暴力を防止するために必要なこと（複数回答）



(6) 被害者が相談しやすくするために必要なこと

被害者が相談しやすくするために必要だと考えることを聞いたところ、「被害者が相談する場所等について、安全やプライバシーが確保されるように配慮する」が73.4%と最も多く、「被害者にとって身近な相談窓口を増やす」が64.8%、「相談窓口や支援の内容について、もっと積極的に広報を行う」が59.3%、「被害者や子どもを保護してくれる施設を増やす」が56.5%などとなっている。

被害者が相談しやすくするために必要なこと（複数回答）



資料3：姫路市男女共同参画に関する市民意識調査 調査結果報告書（抜粋）

本市の姫路市男女共同参画プラン2022改訂及び後期実施計画書策定の基礎資料とするために実施した男女共同参画に関する市民意識の中に、DVに関する質問項目があり、この結果は次のとおりとなっている。

【調査概要】

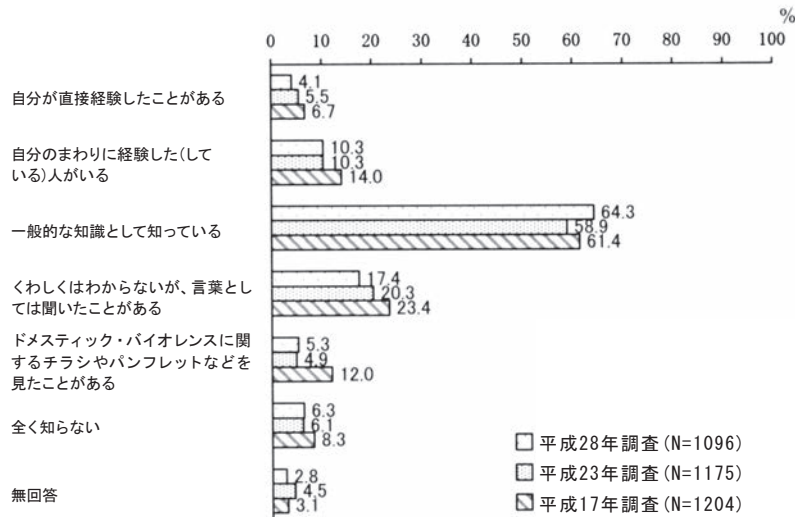
- ・調査対象 姫路市在住の満20歳以上の男女3,000人(層化無作為抽出)
- ・調査時期 平成28年2月
- ・回収結果 有効回答数(率) 1,096人(36.6%)、女性625人、男性463人、未記入8人

問1 あなたは、ドメスティック・バイオレンス（DV）について経験したり、見聞きしたりしたことがありますか。次の中からあてはまるものをすべて選んで番号に○をつけてください。

「一般的な知識として知っている」の割合が64.3%と最も高く、次いで「くわしくはわからないが、言葉としては聞いたことがある」の割合が17.4%、「自分のまわりに経験した(している)人がいる」の割合が10.3%となっています。

平成23年調査と比較すると、「一般的な知識として知っている」の割合が高くなっています。

平成17年調査と比較すると、「くわしくはわからないが、言葉としては聞いたことがある」、「ドメスティック・バイオレンスに関するチラシやパンフレットなどを見たことがある」の割合が低くなっています。



【性別】

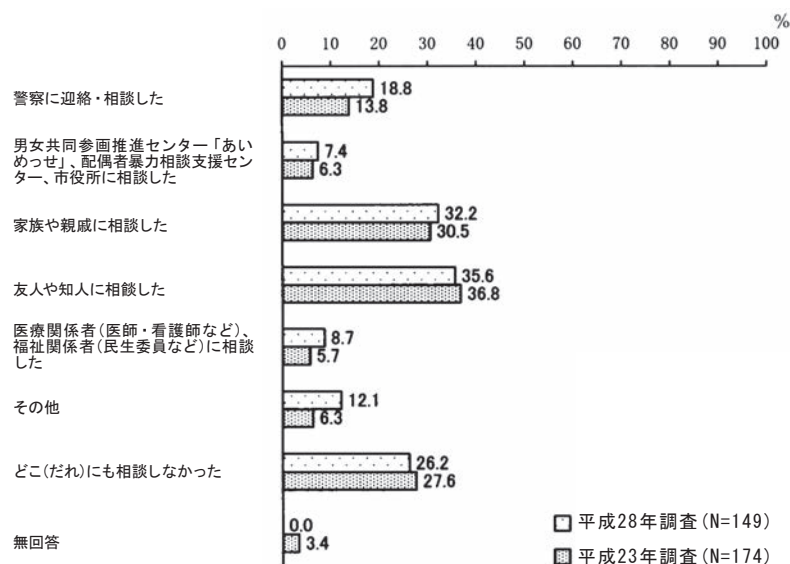
単位：%

区分	有効回答数(件)	自分が直接経験したことがある	自分のまわりに経験した(している)人がいる	一般的な知識として知っている	くわしくはわからないが、言葉としては聞いたことがある	ドメスティック・バイオレンスに関するチラシやパンフレットなどを見たことがある	全く知らない	無回答
女性	625	6.2	12.8	62.4	16.8	6.6	5.6	2.4
男性	463	1.3	6.9	67.6	18.4	3.5	7.1	2.8

問1-1 この設問は、問1で「1. 自分が直接経験したことがある」「2. 自分のまわりに経験した(している)人がある」と回答した方にのみおたずねします。あなたは、経験したり、見聞きしたことを、だれかに打ち明けたり、相談したりしましたか。次の中からあてはまるものをすべて選んで番号に○をつけてください。

「友人や知人に相談した」の割合が35.6%と最も高く、次いで「家族や親戚に相談した」の割合が32.2%、「どこ(だれ)にも相談しなかった」の割合が26.2%となっています。

平成23年調査と比較すると、「警察に連絡・相談した」の割合が高くなっています。

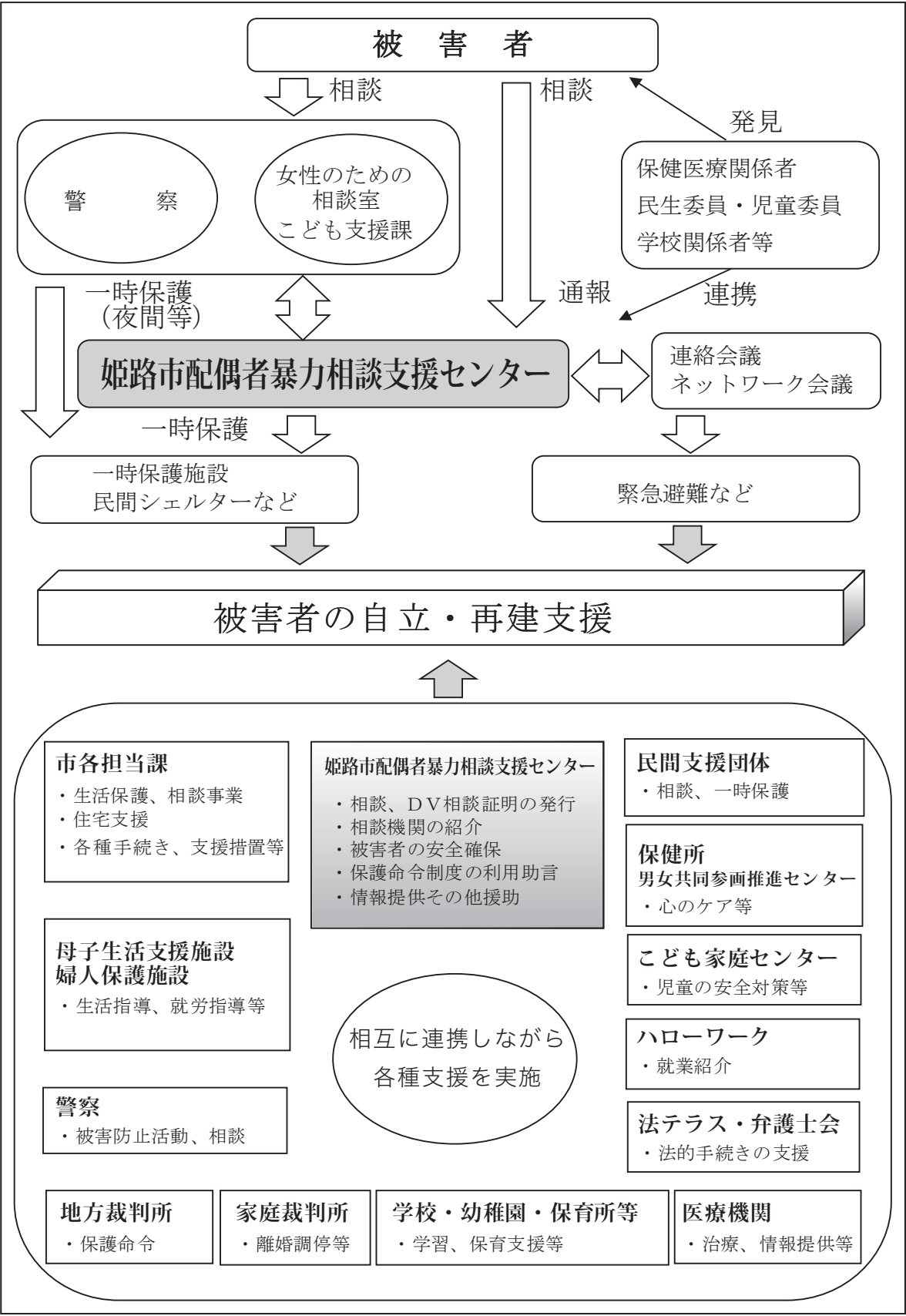


【性別】

単位：%

区分	有効回答数(件)	警察に連絡・相談した	男女共同参画推進センター「あいめっせ」、配偶者暴力相談支援センター、市役所に相談した	家族や親戚に相談した	友人や知人に相談した	医療関係者(医師・看護師など)、福祉関係者(民生委員など)に相談した	その他	どこ(だれ)にも相談しなかった	無回答
女性	111	20.7	9.0	32.4	36.9	8.1	12.6	25.2	—
男性	37	10.8	2.7	29.7	29.7	10.8	10.8	29.7	—

資料4 : DV被害者の相談・支援等の流れ (フローチャート)



資料5：配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

最終改正：平成二六年四月二三日法律第二八号

第一章 総則(第一条・第二条)

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等(第二条の二・ 第二条の三)

第二章 配偶者暴力相談支援センター等(第三条—第五条)

第三章 被害者の保護(第六条—第九条の二)

第四章 保護命令(第十条—第二十二條)

第五章 雑則(第二十三条—第二十八條)

第五章の二 補則(第二十八條の二)

第六章 罰則(第二十九条・第三十条)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

- 第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項及び第二十八條の二において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。
- 2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。
- 3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本

計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けるときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
 - 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その

法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地

二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合においては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合においては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りで

ない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合においては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による

命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。
(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。
(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交

付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附則抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則（平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があつた場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成一九年七月一日法律第一一三号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則（平成二五年七月三日法律第七二号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から

施行する。

附 則（平成二六年四月二三日法律第二八号）抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中次世代育成支援対策推進法附則第二条第一項の改正規定並びに附則第四条第一項及び第二項、第十四条並びに第十九条の規定 公布の日

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

（政令への委任）

第十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

資料6：用語説明 *

用語	説明
あ行	
一時保護	被害者の安全と安心のために緊急に保護が必要な場合、一時的に保護すること。一時保護施設の設置は、都道府県の役割としてDV防止法に規定されている。
エンパワーメント	暴力や抑圧によって本来持っている力を奪われた人が、本来の自分の力を発揮し自己選択や自己決定できる力を獲得していくこと。
か行	
QRコード	縦横に情報が読み取れる二次元コード。日本で販売されているカメラ付き携帯電話のほとんどがQRコードの読み取りに対応している。
こども家庭センター	児童福祉法に基づき兵庫県が設置する児童相談所。0歳から18歳未満の子どもと家庭の様々な問題について相談援助活動を実施している。
さ行	
児童手当	家庭等における生活の安定と、これからの社会を担う児童の健やかな成長のために、中学校修了前（15歳到達後最初の3月31日まで）の児童を養育している保護者等に支給する手当。
児童扶養手当	ひとり親家庭の生活の安定と自立の促進と、児童の福祉の増進を図るため、児童を監護（養育）するひとり親家庭の父または母、祖父母等の養育者に支給する手当。
児童扶養手当の現況届	受給資格の確認のため、市に対し児童扶養手当の受給資格者が毎年8月に前年の所得や児童の監護（養育）状況等の現況を届け出る児童扶養手当法に基づく届のこと。
市民相談センター	市民の日常生活から生じる様々な問題（相続、離婚、借家借地、多重債務等金銭問題等）の相談や交通事故に関する相談を受けている。
ショートステイ	家族の病気、冠婚葬祭、出張等のため一時的に養育・介護をすることができないときや、家族の精神的・身体的な負担の軽減等を図るため、施設に短期間入所して日常生活全般の養育・介護を受けることができるサービスのこと。
スクールカウンセラー	学校において児童生徒や保護者から悩みを聞き、心のケアを行う心理の専門家。
スクールソーシャルワーカー	学校において子どもの家庭環境による問題に対処するため、こども家庭センターと連携したり、教員を支援したりする福祉の専門家。
ストーカー行為	同一の者に対し、つきまとい等を繰り返して行い、その相手方に対し、身体の安全、住居等の平穏や名誉を害したり、行動の自由を著しく害することで不安を与える行為。
生活困窮者自立支援法	生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談事業等の支援を行うための所要の措置を講ずるための法律。
性的マイノリティ	性的少数者のこと。同性愛者、性同一性障害を有する者などが含まれる。LGBTという用語を用いることもある。

用語	説明
----	----

た行

男女共同参画(社会)	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参加する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担う社会をいう。
DV防止法	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の略称。平成13年公布施行。平成16年、平成19年、平成25年、平成26年改正。
デートDV	交際中の若いカップルの間で起こるDVをいう。
ドメスティック・バイオレンス(DV)	2ページに記載。

な行

二次的被害	DV等により心身ともに傷ついた被害（一時的被害）ではなく、関係機関や周囲の人々の配慮に欠けた対応などによって受ける被害のこと。
-------	---

は行

配偶者暴力相談支援センター	DV被害者の相談などを行うほか、自立した生活促進のため、就業の促進、住宅の確保、援護や保護命令制度などの利用に関する情報提供、助言、関係機関との連絡調整、民間団体との連携などの機能を行う機関。DV防止法において市町村による設置の努力が定められている。
パブリック・コメント手続	市の施策に関する基本的な計画等を立案する過程で、その計画等の趣旨、内容等の必要事項を公表し、これらについて提出された市民等の意見や情報を考慮して意思決定を行うとともに、意見に対する市の考え方を公表する一連の手続。
姫路市総合計画「ふるさと・ひめじ2020」	姫路市の行政運営の指針となるもので、都市づくりの長期的かつ基本的な方向性を示す計画。計画年度は平成21～32年度。
姫路市男女共同参画推進条例	本市において、男女共同参画社会の形成に寄与することを目的として平成28年2月に制定された条例。
姫路市男女共同参画プラン2022	本市における男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため策定した計画。平成13年に策定した姫路市男女共同参画プランを平成25年3月に見直し、新たに策定したものの。
110番登録	警察署に110番通報をすることで配偶者暴力事案であることがわかる登録制度のこと。警察署において、登録することができる。
ヒヤリハット	重大な災害や事故には至らないものの、直結してもおかしくない一歩手前の事例。
婦人相談員	売春防止法に基づき、要保護女子の発見、相談、指導等を行う専任の職員。DV防止法に基づくDV被害者の相談や必要な指導も行う相談員。
婦人保護施設	売春防止法に基づき、各都道府県や社会福祉法人が設置している施設。もともとは売春を行うおそれのある女子を収容保護する施設であったが、現在では、家庭環境の破綻や生活の困窮など、様々な事情により社会生活を営むうえで困難な問題を抱えている女性も保護の対象としている。

用語	説明
----	----

は行

法テラス	法律による紛争の解決に必要な情報やサービスを受けられる社会を実現するため、「総合法律支援法」に基づいて一般の方に向けた法律相談の総合窓口として設立された独立行政法人「日本司法支援センター」の愛称。
保護命令	配偶者（事実婚含む）からの身体に対する暴力または生命等に対する脅迫を受けた被害者が、配偶者からの身体に対する暴力により、その生命または身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときに、裁判所が被害者からの申立てにより、配偶者に対して発する命令。(1)被害者への接近禁止命令、(2)被害者への電話等禁止命令、(3)被害者の同居の子への接近禁止命令、(4)被害者の親族等への接近禁止命令、(5)被害者と共に生活の本拠としている住居からの退去命令の5種類がある。生活の本拠を共にする交際相手から身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者についても準用されることにより、上記と同様の場合に保護命令が発せられる。
パープルリボン	女性に対する暴力の根絶を訴える啓発用（紫色）のリボン。
ひとり親家庭就労支援事業	児童扶養手当受給者を対象に、就労相談員が一人ひとりの自立に向けたプログラムを作成し、ハローワークと連携して、希望や適性に応じた就職活動を支援する事業。
母子父子寡婦福祉資金貸付制度	ひとり親家庭の方々の経済的自立と扶養している児童の福祉の増進を目的とする母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく貸付制度。
母子家庭等医療費助成制度	国民健康保険または協会けんぽなどいずれかの健康保険に加入している母子家庭の母子、父子家庭の父子、遺児が健康保険で診療を受けた場合の保険診療の自己負担分から母子家庭等医療による一部負担金を差し引いた額を助成する制度。
母子生活支援施設	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子が、経済的理由や住居がないなどの事情により児童の看護が十分に果たせない場合に、母親と18歳未満の児童を入所させて、保護するとともに、自立促進のための生活支援を行う施設。
母子・父子自立支援員	母子家庭、父子家庭及び寡婦からの生活一般の相談に応じ、その自立のために必要な情報提供及び指導を行う者。

ま行

マイナンバー	マイナンバー法に基づいて日本国内に住民票を有するすべての個人に割り当てられる「個人番号」の通称。
民間シェルター	民間団体によって運営されている、暴力を受けた被害者が緊急一時的に避難できる施設。被害者の一時保護だけでなく、被害者の自立へ向けたサポートなどの援助も行っている。
民間支援団体	独自でDVの防止及び被害者の保護等の活動を行っているNPO法人などの団体。被害者へのきめ細やかな相談支援に取り組むなど、豊富な知識と経験を有する団体も多い。

用語	説明
----	----

ま行

民生委員・児童委員	厚生労働大臣からの委嘱を受け、地域住民に対する相談・援助や子どもたちの見守りなど、社会福祉の向上のために活躍する民間奉仕者。
面会交流	離婚に伴い、子どもと離れて暮らしている父親又は母親が子どもと定期的、継続的に会って話をしたり、一緒に遊んだりして交流すること。
面前DV	親が子どもの目の前で配偶者や親族らに暴力をふるうこと。児童虐待防止法では、面前DVは「心理的な虐待」にあたりと明記されている。

や行

要保護児童対策地域協議会	保護や支援が必要な児童等への適切な対応を図るため、市、こども家庭センター、民生委員・児童委員等が参加し、児童や保護者等に関する情報交換や支援内容の協議を行う機関。
--------------	---

わ行

ワンストップサービス	一つの場所で、さまざまなサービスが受けられるように設定されたサービス。DV被害者の場合、安全確保と手続きの迅速な処理、また、被害者の負担軽減を考慮したサービス。
------------	--

姫路市DV(配偶者等からの暴力)対策基本計画(第2期)

平成29年(2017年)3月

■発行/姫路市健康福祉局保健福祉部地域福祉課

〒670-8501 兵庫県姫路市安田四丁目1番地
TEL(079)221-1532 FAX(079)221-1534